

東京都個人タクシー協会 会報

乗って安心個人タクシー



平成25年
7月号

第3回 理事会の焦点

第三者を交えた検討委員会の設立へ

開催日時 6月4日 場所 日個連会館

議題 一般社団法人への移行に向けての検討に関する件

木村会長より次の挨拶がありました。
「一般社団法人移行問題は、前へ進みきれない状況のなかでの議論が続く一方、新しい展開も見えてきたようにも思います。今日もどうぞ宜しくお願いいたします。また、関東運輸局による定例の安全対策会議では個人タクシー

の事故再発防止について具体的対応策が問われていきます。行政にしっかりと説明し、納得いただくためにも、



ここに集まった役員の方々よりそれぞれの団体で行っている防止策や予防策をいただきたいと思います。幹部が諸々の対応に関する詳細を知らないようでは行政からの評価がいただけません。どうか宜しく願います。」
事業活動等の報告の後、一般社団法人移行に関する検討が行われました。その中で第三者を交えた委員会を発足する等、一般社団法人への移行に関わる諸問題の解決に向けて話し合いを進め、閉会となりました。

第4回 理事会の焦点

一般社団法人移行に向けて前進！

開催日時 6月14日 場所 日個連会館

議題 ① タクシー利用者の忘れ物への対応に関する件

② 一般社団法人への移行に向けての検討に関する件

第4回理事会は、前回の理事会を踏まえ、一般社団法人への移行についての話し合いが中心となつてとり行われました。今後の一般社団法人への移行申請に向けたスケジュール案、規約変更に関する確認、第三者を交えた一般社団法人移行に関する検討委員会設置に関わる詳細案等について、具体的な内容に関する意見交換が行われました。

「いよいよ総会も近づいてきました。皆さんのお知恵を集め、一つひとつ積み上げて、この状況を何とか乗り切っていきたいと思えます。どうぞ宜しく願います」という木村会長の言葉を受け、理事一同、一般社団法人への移行に向けて前進することになりました。

議題は①、②ともに全会一致で可決承認されました。



都内個人タクシーの現況 (平成25年6月1日現在)

許可事業者数	15,469名 (前月比-54名)		
(特別区、武三)	15,005名	北多摩179名	南多摩285名)
傘下事業者数	15,169名 (前月比-65名)		
(特別区、武三)	14,707名	北多摩179名	南多摩283名)

平成25年度事業計画（案）一部抜粋 危機的状況を共有し、打開の道を模索しよう

特定事業計画への積極的対応を

事業計画の主な概要

平成21年10月1日に施行された「特定

地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（タクシー新法）」により、新規許可は平成22年度から認められておらず、今後は確実に減少に拍車がかかる危機的状態にいたっております。個人タクシー業界の発展並びに組織運営の上でも、事業者数の確保は最も重要な事項の一つであり、タクシー新法の下では譲渡譲受の活用を頼るしか方法がないわけですが、そのためには、個人タクシー事業者が利用者からの信頼・支持を得ることに個人タクシー予備軍でもある法人タクシーの乗務員からも魅力ある事業であると認知していただく必要があります。

個人タクシーブランドを守るためにも、地域協議会で承認された特定事業計画に取り組みることにより、利用者の信頼回復を勝ち取ることが大切であります。個人タクシー不要論がささやかれている昨今、個人タクシー業界の輝く未来を勝ち取るために、是非とも積極的な対応をよろしくお願いいたします。

「マスターズ制度の充実」

マスターズ制度参加率は年々増加しております。今後は、事業者全体のレベルアップが重要となつてきますので、各団体においても研修用DVD等を活用したスキルアップ研修を確実に実施していただき、より一層の推進をお願いするところであります。

「輸送の安全確保」

個人タクシーが関与する死亡事故は平成23年の9件から平成24年は6件と3件減っておりますが、安全プラン2009では「死亡事故ゼロ」を目指し取り組んでいることを考えれば、余りにも多い状況となっております。個人タクシーの安全神話復活に向け、今年度こそは「死亡事故ゼロ」を目指し、是非とも信用回復に向けて事業者の皆様方に取り組んで頂きたいと思ひます。

安全対策の一つでありますドライブレコーダーの導入につきま

では、特定事業計画としての取り組み事項の一つでもあり、今後とも安全対策委員会が両交通共済協組とも連携を取りつつ、普及促進を図つて行きたいと思つております。

「街頭営業の適正化」

街頭指導については、昨年は問題となつた銀座・六本木地区を中心に実施し、一部沈静化はしたものの是正には至つてお

りません。今年度も東京タクシーセンターの指導協力員とともに不適正営業等に対応してまいります。また、問題地区の改善及び自主ルールの遵守については、個人タクシーの品位を貶めている不適正営業常習者に対し、指導ではなく摘発も辞さずとの考え方に則り厳しく対応してまいります。

以上、事業者の一人ひとりが危機感を共有し、個人タクシーブランドを守るため、個人タクシー事業者としての使命を果たすべく一歩邁進して頂きたいと切に願ひます。

収支予算書総括表（案）平成25年5月1日から平成26年4月30日まで

科 目	一般会計	共済会計	合 計
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
特定資産運用収入	15,000	0	15,000
会費収入	268,550,000	0	268,550,000
拠出金収入	0	17,910,000	17,910,000
事業収入	6,828,000	0	6,828,000
雑収入	600,000	0	600,000
事業活動収入計	275,993,000	17,910,000	293,903,000
2. 事業活動支出			
研修事業費支出	21,459,000	0	21,459,000
適正化事業費支出	23,790,000	0	23,790,000
教育広報事業費支出	16,527,000	0	16,527,000
統計事業費支出	5,701,000	0	5,701,000
経営改善事業費支出	8,991,000	0	8,991,000
安全事業費支出	12,009,000	0	12,009,000
事務代行事業費支出	13,602,000	0	13,602,000
上部団体会費支出	151,980,000	0	151,980,000
共済事業費支出	0	13,850,000	13,850,000
管理費支出	39,051,000	0	39,051,000
事業活動支出計	293,110,000	13,850,000	306,960,000
事業活動収支差額	△17,117,000	4,060,000	△13,057,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定資産取崩収入	24,000,000	0	24,000,000
投資活動収入計	24,000,000	0	24,000,000
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	3,818,000	0	3,818,000
投資活動支出計	3,818,000	0	3,818,000
投資活動収支差額	20,182,000	0	20,182,000
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
リース債務支出	2,337,000	0	2,337,000
財務活動支出計	2,337,000	0	2,337,000
財務活動収支差額	△2,337,000	0	△2,337,000
IV 予備費支出			
当期収支差額	2,341,877	35,639,274	37,981,151
前期繰越収支差額	△1,613,877	△31,579,274	△33,193,151
前期繰越収支差額	1,613,877	31,579,274	33,193,151
次期繰越収支差額	0	0	0

車外表示の適正化について (事業者名字のローマ字表記・ドア番号・花文字・塗色等)

事業者名字のローマ字表記について、特に運転席側において「右側から左側に向けて表記」している車両が見受けられ、読めないとの情報が寄せられております。

タクシー車両の車外表示方法等は、「表示到達」に定められており、特に一般標準において「表示する文字等の塗色は、容易に識別できる色を用い、それぞれの表示事項の目的に添って、明瞭的確、かつ、旅客に見やすいように表示しなければならぬ」と規定されているところです。

従来より運転席側の漢字若しくは仮名表記については、タクシーに限らずトラック等においても「右から左」に表記している車両が多く見られ、読むことが可能であれば問題はありませぬ。しかし、ローマ字は「左から右」に読む文字であり、反対の「右から左」に表記すると、別の読み方になってしまいます。車両整理番号（ドア番号）の二桁以上の数字についても、「右から左」に表記すると別の数字になってしまいます。（事業者名字が漢字表記の場合も同様。）

また、花文字・筆記体等の字体による表記や、車両の塗色との関係で容易に識別しにくい塗色の文字表示も旅客の便利に反することとなります。

東京運輸支局に問い合わせたところ、「これらの表記は「明瞭的確、かつ、旅客に見やすい表示」とは言えない」とのことです。

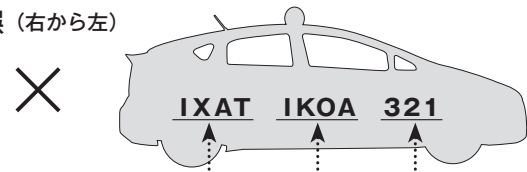
つきましては、タクシー車両の車外表示方法等については、表示到達に則っていない車両については、早急に改善するようお願いいたします。

【表記例】

正 (左から右)



誤 (右から左)



このような英単語は存在しません
「イコア」になってしまいます
別の数字になってしまいます

期限更新者の内訳

更新者数	更新後の許可期限				
	5年	3年	2年	1年	定年 (最終更新)
2,045 (100%)	239 (11.7%)	770 (37.7%)	68 (3.3%)	965 (47.2%)	3 (0.1%)

※年齢の理由のみで3年、2年、1年となった者を含む。

許可期限 1年連続者

初回	2回連続	3回連続	4回連続	5回連続	合計
469	140	25	7	2	643

※年齢の理由のみ(75歳以上)により1年となった322名を除く。

安全第一、法令順守の営業を

平成25年6月1日付け期限更新
許可期限1年連続者について

平成25年6月1日付け期限更新の内容がまとまりました。今回の更新者は2045名。更新後の許可期限の内訳は5年239名、3年770名、2年68名、1年965名、定年を迎える最終更新3名でした。許可期限が1年となった965名のうち、年齢の理由(75歳以上)のみによる332名を除く643名が道交法違反等によるもので、1年を5回連続すると許可の取消処分になりますが、今回、2名(68歳と71歳)が対象となりました。4回連続の7名、3回連続の25名に対しては当協会会長名で警告書を送付し、安全運転への注意喚起を行いました。また、許可期限1年のうち、代務休止による者(11名)を除く632名が特別研修対象となりました。より一層の安全運転を心掛けてください。

■不適正営業集計表 (街頭営業適正化指導規程)

発生月	警告事案	講習事案	処分事案	合計
平成25年4月	36	12	5	53

■処分事案対処報告書 (街頭営業適正化指導規程)

会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
都営協	足立支部	M・M	平成25年1月30日	東京駅八重洲北口周辺	交通阻害行為		表示灯使用停止 換金停止
都営協	城北支部	S・K	平成25年1月25日	千代田区内幸町1-1	待機禁止無視		表示灯使用停止 換金停止
都営協	城北支部	T・M	平成25年2月8日	東京駅八重洲北口周辺	交通阻害行為	加重	表示灯使用停止 換金停止
都営協	東陽支部	Y・H	平成24年12月28日	港区新橋2-18	乗禁地区営業		表示灯使用停止 換金停止
都営協	東部協組	O・T	平成24年12月4日	東京駅八重洲北口周辺	交通阻害行為		表示灯使用停止 換金停止
都営協	事業団支部	S・A	平成25年3月7日	東京駅八重洲北口周辺	交通阻害行為		表示灯使用停止 換金停止
都営協	新東京協組	S・E	平成24年11月27日	東京駅八重洲北口周辺	交通阻害行為		表示灯使用停止 換金停止

※処分事案は東個協・都営協に処分を要請し、平成25年5月中に処分内容の報告があったもの
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

計報

*5月

氏名	所属団体	享年	病名
遠峰武明	(東個協・板橋第二)	76	胃癌
船山幸一	(東個協・葛飾第二)	69	肺癌
原建二	(東個協・葛飾第二)	65	胃癌
藤澤利行	(東個協・新宿)	69	脳溢血
細川裕彦	(東個協・世田谷第三)	57	心筋梗塞
菊池威	(東個協・新東京)	70	心不全
高橋三郎	(都営協・東)	65	肺癌
関口輝伸	(都営協・小岩)	67	心不全
都志晴生	(都営協・民生)	80	食道癌
中田利雄	(多摩個連・東日本)	72	脳卒中

ご冥福をお祈り申し上げます

地理モニター報告②

道路・橋等

地図	名称	概要	変更日
	築地4丁目交差点	晴海通りの銀座方面に向かう築地4丁目交差点が右折可能となった。 2013地図 P211-I-8	平成25年4月

新施設

名称	概要	所在地	開始日
ワテラス アネックス	商業施設などからなるワテラス アネックス (事務所・商業施設・学生用住宅)。	千代田区神田淡路町2-101・103・105	平成25年4月
ワテラス タワー	新しい街のシンボルとなる地上164.8mを誇るワテラスタワー (事務所・住宅・コミュニティ施設)。	千代田区神田淡路町2-101・103・105	平成25年4月
南長崎スポーツセンター	長崎中学校の跡地に温水プールを含む南長崎スポーツセンターがオープンした。	豊島区南長崎4-13-5	平成25年4月

銀座1号優良タクシー乗り場
シヨットガンシステム運用開始に
伴う入構登録希望者の募集

銀座1号優良タクシー乗り場では、空車タクシーの待機列に起因する渋滞解消を目指してETC機器を使用するシヨットガンシステムの導入について検討されておりましたが、今般、平成25年9月を目途に運用開始されることとなりました。

これに伴い、入路指定も変更され、待機場となる築地川第一駐車場に入構後、汐先橋交差点・蓬莱橋交差点を経由し、銀座8丁目交差点を直進して入構することとなります。

入構については、事前登録したETC等を活用して銀座1号タクシー乗り場へ配車するものであり、費用は入構者負担で運営されます。

つきましては、入構登録希望者の募集を行いますので、所属団体を通じて申込み(登録)をお願い申し上げます。

なお、昨年実施した募集においてご登録いただいた方も、運用開始が延期され、1年以上経過しておりますので、改めて登録していただきますようお願い申し上げます。

1. 運用開始日

平成25年9月を予定

2. 対象とする乗り場及び待機場

乗り場：銀座1号タクシー乗り場

(優良タクシー乗り場)

待機場：築地川第一駐車場

(中央区築地四丁目16-1)

3. 入構条件

(1) 優良タクシー乗り場への入構条件が整っていること(次の何れかに該当)

・マスター事業者

・(公財) 東京タクシーセンターの優良運転者表彰受賞者

(2) 事前に車両番号及びETC車載器管理番号等を登録した車両

(3) 登録料(入構料、年額1000円程度で検討中)

4. 入構申込期限

運用開始日から入構するためには、平成25年8月1日(木)までに、所属団体を通じて当協会へ申込書を提出してください。

なお、追加申込みは随時可能です。

※具体的運用開始日、登録料(入構料)、登録料納入方法、運用方法の詳細等については、決まり次第追ってお知らせいたします。